

利根町と日本ウェルネススポーツ大学との連携に関する協定書

利根町（以下「町」という。）と日本ウェルネススポーツ大学（以下「大学」という。）は、相互の発展のため、連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町と大学が緊密な連携のもと協力し、町の活性化と大学教育の向上を図り、相互の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 町と大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1） 相互の人的、物的及び学術的資源の活用に関すること。
- （2） 教育、文化及びスポーツの振興に関すること。
- （3） 人材の育成に関すること。
- （4） 地域福祉・医療の向上に関すること。
- （5） その他連携を推進するために必要な事項に関すること。

（連携協議）

第3条 町と大学は、本協定に基づく連携・協力の具体的な内容及びその他必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

（情報保護）

第4条 町と大学は、本協定に基づく連携・協力にあたり知り得た情報については、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。

（効力）

第5条 本協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、町と大学のいずれかからの改廃の申し入れによる合意がない限り、効力を失わないものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度町と大学が協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成24年8月1日

利根町長 遠山 務

日本ウェルネススポーツ大学学長 柴岡 三千夫